◎新潟県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和８年11月10日

新潟県上越地域振興局長

１　退任

監事　上越市大潟区下小船津浜697番地１　　渡邉　康一

退任年月日　令和８年10月１日